

予防給付基準訪問介護に係る総合事業支給費請求サービスコード・単位数表【2019年10月施行版】

サービスコード	サービス名称	単位数	単位	内容詳細
A2	1111 訪問型独自サービスⅠ	1,172	月	週1回程度必要の基本報酬(Ⅰ)
A2	1114 訪問型独自サービスⅠ・同一	1,055	月	基本報酬Ⅰに対する同一建物等居住者提供減算(基本報酬Ⅰ×90%)
A2	2111 訪問型独自サービスⅠ・日割	39	日	基本報酬Ⅰに対する月途中区分変更等による日割(基本報酬Ⅰ/30.4)
A2	2114 訪問型独自サービスⅠ・日割・同一	35	日	基本報酬Ⅰ日割に対する同一建物減算(39×90%)
A2	1211 訪問型独自サービスⅡ	2,342	月	週2回程度必要の基本報酬(Ⅱ)
A2	1214 訪問型独自サービスⅡ・同一	2,108	月	基本報酬Ⅱに対する同一建物等居住者提供減算(基本報酬Ⅱ×90%)
A2	2211 訪問型独自サービスⅡ・日割	77	日	基本報酬Ⅱに対する月途中区分変更等による日割(基本報酬Ⅱ/30.4)
A2	2214 訪問型独自サービスⅡ・日割・同一	69	日	基本報酬Ⅱ日割に対する同一建物減算(77×90%)
A2	1321 訪問型独自サービスⅢ	3,715	月	週3回以上必要の基本報酬(Ⅲ)
A2	1324 訪問型独自サービスⅢ・同一	3,344	月	基本報酬Ⅲに対する同一建物等居住者提供減算(基本報酬Ⅲ×90%)
A2	2321 訪問型独自サービスⅢ・日割	122	日	基本報酬Ⅲに対する月途中区分変更等による日割(基本報酬Ⅲ/30.4)
A2	2324 訪問型独自サービスⅢ・日割・同一	110	日	基本報酬Ⅲ日割に対する同一建物減算(122×90%)
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	15%加算	月	大臣が定める地域(特別地域)に所在する事業所が提供する場合は加算
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割	15%加算	日	特別地域加算に対する日割
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	10%加算	月	中山間地に所在する小規模事業所が提供する場合は加算
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	10%加算	日	小規模事業所加算の日割
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	5%加算	月	中山間地に居住する者にサービス提供した場合の加算
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	5%加算	日	中山間地居住者提供加算の日割
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	200	月	初回のサービスを提供した月に提供責任者が同行した場合の加算
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	200	月	生活機能向上加算(Ⅱ)
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	100	月	生活機能向上加算(Ⅰ)
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%	月	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×10.0%	月	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×5.5%	月	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
A2	6273 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	処遇改善加算Ⅲ×90%	月	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
A2	6275 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	処遇改善加算Ⅲ×80%	月	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×6.3%	月	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%	月	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)